

金融危機対応会議の法令上の位置付けについて

1. 所掌事務

内閣総理大臣の諮問に応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他の重要事項について審議し、及びこれに基づき関係行政機関の施策の実施を推進する事務をつかさどる（内閣府設置法第 42 条第 1 項）。

2. メンバー等

(1) メンバー

議長：内閣総理大臣

議員：内閣官房長官、金融担当大臣、財務大臣、日本銀行総裁、
金融庁長官

議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他の関係機関の長を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。（内閣府設置法第 42 条第 3 項～第 5 項）

(2) 事務局

会議の庶務は、金融庁監督局総務課において財務省大臣官房信用機構課の協力を得て処理する。（金融危機対応会議令第 3 条）

3. 金融危機対応会議の議を経て講ずる措置等

(1) 預金保険法上の措置等

金融危機への対応として内閣総理大臣が第一号～第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行なう場合等に、金融危機対応

会議の議を経ることとされている（預金保険法第 102 条第 1 項等）。

(注)預金保険法第 102 条における措置の概要

[要件] 次の措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められること

[措置の内容及び対象機関]

第一号措置：資本増強

← 破綻も債務超過もしていない金融機関

第二号措置：預金等全額保護のための資金援助

← 破綻金融機関又は債務超過の金融機関

第三号措置：特別危機管理

← 破綻し、かつ債務超過である銀行等

(2) その他の重要事項

法律では、審議事項について、「金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他の重要事項」と規定されており、金融危機への対応に関する方針に準ずるような重要事項についても審議事項とされている。

(以 上)

○ 内閣府設置法 一抄一

(金融危機対応会議)

第四十二条 金融危機対応会議（以下この条において「会議」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他の重要事項について審議し、及びこれに基づき関係行政機関の施策の実施を推進する事務をつかさどる。

- ② 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。
- ③ 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- ④ 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官
 - 二 第十一条の特命担当大臣
 - 三 金融庁長官
 - 四 財務大臣
 - 五 日本銀行総裁
- ⑤ 議長は、必要があると認めるときは、第二項及び前項の規定にかかわらず、関係大臣その他の関係機関の長を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
- ⑥ 第四項第三号及び第五号に掲げる議員は、非常勤とする。
- ⑦ 第二項から前項までに定めるもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 金融危機対応会議令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

(議長)

第一条 金融危機対応会議（以下「会議」という。）の議長は、会務を総理する。

- ② 議長に事故があるときは、内閣府設置法第十一条の特命担当大臣が、その職務を代理する。

(資料提出の要求等)

第二条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第三条 会議の庶務は、金融庁監督局総務課において財務省大臣官房信用機構課の協力を得て処理する。

(雑則)

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

○ 預金保険法一抄一

(金融危機に対応するための措置の必要性の認定)

第百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章において「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

- 一 金融機関（次号に掲げる金融機関を除く。） 当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構による株式等の引受け等（以下この章において「第一号措置」という。）
 - 二 破綻金融機関又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関 当該金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額の資金援助（以下この章において「第二号措置」という。）
 - 三 破綻金融機関に該当する銀行等であつて、その財産をもつて債務を完済することができないもの 第百十一条から第百十九条までの規定に定める措置（以下この章において「第三号措置」という。）
- ② 内閣総理大臣は、労働金庫又は労働金庫連合会に対して認定を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。
 - ③ 第三号措置に係る認定は、第二号措置によつては第一項の支障を回避することができないと認める場合でなければ、行うことができない。
 - ④ 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行うときは、当該認定に係る金融機関が第百五条第一項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。
 - ⑤ 内閣総理大臣は、認定を行つたときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときは前項の規定により定めた期限を当該認定に係る金融機関及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。
 - ⑥ 内閣総理大臣は、認定を行つたときは、当該認定の内容を国会に報告しなければならない。